

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		規準又は事業計画の変更の認可(区画整理会社に係るものに限る。)
根拠法令及び条項		土地区画整理法第51条の10第1項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	土地区画整理法第51条の9第1項第2号、同項第3号、同項第4号及び同第5号並びに同条第2項
	基準 (未設定の場合はその理由)	土地区画整理法第51条の10第1項の規定による。  (規準又は事業計画の変更) 第51条の10 区画整理会社は、規準又は事業計画を変更しようとする場合においては、その変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、区画整理会社はその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区又は新たに施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	将来的に申請が見込まれるものの、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難であるため未設定。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)